

平成二十三年九月二十一日

第十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

日時 平成二十三年九月二十一日（水）

午後三時三〇分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室 A

出席者

会 長 青山和夫

元東京都中央卸売市場長

委 員 磯村信夫

東京都花き振興協議会副会長

伊藤興一

東京都議会議員

伊藤裕康

東京都水産物卸売業者協会会長

伊野瀬十三

東京都生活協同組合連合会会長理事

大武 勇

東京都水産物小売団体連合会会長

齋藤 壽典

社団法人大日本水産会常務理事

鈴木 あきまさ

東京都議会議員

鈴木 勝博

東京都議会議員

関 義幸

東京都花き振興協議会会長

武井 喜一

東京中央市場青果卸売会社協会副会長

寺田 佳正

公認会計士

野本 要二

東京都青果物商業協同組合理事長

羽根川 信

築地市場労組従組連絡協議会副議長

幹

事

〃

兵頭美代子

主婦連合会参与

〃

藤原寛

京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長

〃

細川允史

卸売市場政策研究所代表

〃

宮本浩章

東京青果卸売組合連合会会長

〃

山崎一輝

東京都議会議員

〃

山崎治雄

東京魚市場卸協同組合理事長

〃

中西充

中央卸売市場長

〃

塩見清仁

中央卸売市場管理部長

〃

横山宏

中央卸売市場事業部長

〃

森本博行

中央卸売市場移転支援担当部長

〃

宮良眞

中央卸売市場新市場整備部長

〃

野口毅水

中央卸売市場新市場事業計画担当部長

〃

志村昌孝

中央卸売市場新市場事業推進担当部長

書

記

〃

中村憲久

福祉保健局市場衛生検査所長

〃

飯田一哉

中央卸売市場管理部担当部長（総務課長事務取扱）

〃

松田健次

中央卸売市場管理部市場政策課長

〃

長嶺浩子

中央卸売市場管理部財務課長

〃

石井浩二

中央卸売市場管理部広報・組織担当課長

〃

茂木直恵

中央卸売市場事業部業務課長

〃

池田憲明

中央卸売市場事業部移転・経営支援担当課長

〃 〃

青柳一彦
小野由紀

中央卸売市場事業部施設課長
中央卸売市場新市場整備部管理課長

第十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後三時三二分 開会

I 開 会

○司会（茂木） 定刻になりましたので、ただいまから第十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会いたします。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところ、また台風によりまして風雨激しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の茂木でございます。よろしくお願いたします。

今回の運営協議会の開催に当たりまして、審議事項の調整が長引いたことにより日程の設定が難しく、最終的には都議会開催日になりましたこと、また、食肉市場におきましては獣魂慰霊祭と重なったことなどによりまして、関係者の欠席が多くなりましたことにつきおわび申し上げます。

しかしながら、東京の休開市日の設定を待っている全国の関係者や、来年のカレンダーを作成するための時間等を考えますと、これ以上おくらせるわけにはいかないため、本日の開催となりました。どうぞご了承いただきたいと思えます。

それでは、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっておりますが、ただいま協議会委員定数二十八名中十九名の方に

ご出席をいただいております。定足数に達しており、本会は有効に成立しておりますので、開会させていただきます。

なお、本日は八名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、岡田委員、小川委員、小池委員、腰塚委員、地挽委員、芹田委員、中野委員、藤島委員でございます。また、山崎（一）委員は、多少おくれるという旨でご連絡をいただいております。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協議会委員の名簿、幹事・書記の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項それぞれの資料でございます。なお、諮問文につきましては、青山会長にお渡ししているところでございます。委員の皆様におかれましては、お手元に諮問文の写しを配付してございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございました。

それでは、この後は青山会長に議事進行をお願いいたします。

○青山会長　運営協議会の会長を務めさせていただいている青山でございます。本日は、委員の皆様には、お忙しい中、また台風十五号による雨と風の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会いたします。

II 新委員紹介

○青山会長　都知事から付託されました諮問事項についてご審議をお願いするわけでございますが、初めに、新しく就任されました委員の方々を紹介させていただきます。前回の協議会以降に委員に就任された方々です。

初めに、鈴木勝博委員でございます。

○鈴木（勝）委員　都議会議員の鈴木でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○青山会長　次に、関義幸委員でございます。

○関委員　関でございます。よろしくお願いいたします。

○青山会長　続いて、野本要二委員でございます。

○野本委員　青果の野本です。よろしくお願いいたします。

○青山会長　山崎治雄委員でございます。

○山崎（治）委員　東京魚市場卸協同組合理事長の山崎治雄でございます。よろしくお願いいたします。

○青山会長　それから、出席予定で、ちよっとおくれいらっしゃるのが山崎一輝委員でございます。

ほかに、本日欠席されていますが、小川一夫委員、地挽裕介委員を含めまして七名の方が新しく就任されました。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮ですが、お手元にお配りしてございます協議会委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

III 市場長あいさつ

○青山会長　それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして会議を進めることといたしますが、議事に先立ちまして中西市場長にごあいさつをお願いいたします。

○中西市場長　東京都中央卸売市場長の中西でございます。七月十六日付で就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、また台風の接近による悪天候の中、第十五回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

近年、卸売市場をめぐる状況は、生鮮食料品を取り扱う専門小売店の減少や出荷者の統合大型化、また、今年度の農林水産省の発表によれば、卸売市場経由率は、青果部はやや下げどまりの傾向が見られるものの、水産物部は依然低下傾向が続くなど、なお厳しい状況となっております。

さらに、三月十一日に発生いたしました東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射能汚染のため、食の安全を脅かしかねない事態になりました。東京都中央卸売市場は、都民、ひいては首都圏全体の食の安全を守り、安定的な食料供給を維持するため、国や産地出荷者、市場関係者などと連絡をとり、暫定規制値を超える放射能に汚染されたものを流通させない体制づくりに奔走してまいりました。今般、出荷制限解除等に対応した肉用牛の安全を確保するため、検査体制の確立に向けても鋭意作業を進めているところでございます。また、これにあわせまして、被災産地の出荷を妨げる風評被害の解消を目指した産地イベントを開催したり、市場の決済機関に対して緊急融資を行うことで被災した産地への支払いを確保するなど、産地支援の取り組みを行ってまいりました。これらの経緯につきましては、報告事項として後ほど詳しくご説明させていただきます。

さて、本日も審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成二十四年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。卸売市場の臨時休業日・臨時開場日につきましては、卸売市場で業務を行う皆様や卸売市場を利用する皆様にとっては営業や消費生活に大きく影響する非常に重要な課題でございます。したがって、検討に当たりましては、流通環境、経営状況、労働条件などに加え、原発事故等による被災した産地への影響などさまざまな角度から協議を重ね、また東京市場の影響を受ける地方の開設者とも意見交換をするなど、例年に増して調整に時間をかけ、本日ようやく諮問案としてご提出させていただいた次第でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○青山会長　中西市場長、ありがとうございました。

IV 議事

一、審議事項　平成二十四年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

○青山会長　それでは、審議を始めることといたします。

諮問事項は、お手元の諮問文の写しにありますとおり、平成二十四年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてであります。花き部、食肉部、水産物部及び青果部、それぞれの案が提出されています。

まず初めに、花き部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事　中央卸売市場の事業部長、横山でございます。

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

花き部についてご説明する前に、臨時休業日と臨時開場日の設定根拠でございますが、お手元の資料「審議事項」の最後のページに条例の抜粋がございますので、ごらんいただきたいと存じます。その中ほど、第七条に市場の休業日を定めておりまして、さらに一番下になりますけれども、第二項で、知事が臨時に休業日または開場日を定めることができるとなっております。そこで、これらが市場業務の実態に即したものになるように、事前に各業界との協議、調整を踏まえた上で、案を本日常協議会にお諮りしているところでございます。

では、花き部から順次ご説明いたします。

まず、「審議事項」の二ページをお開きください。見開きの裏になります。

花き部の案は、花き部がごいます北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成いたします東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとに提案しております。

まず、臨時休業日の考え方でございますが、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定しております。また、臨時開場日の考え方は、毎週、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土に分かれて行われておりまして、出荷調整が非常に困難な花きの特性も考慮いたしまして、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるとともに、松や千両の取引を行う十二月の日曜日を開場日としております。

これらに従いまして、平成二十四年の具体的な実施日といたしましては、まず、臨時休業日について、十二月三十日を共通にした上で、北足立市場が三日間、大田市場が二日間、鉢物の扱いが少ない板橋市場が毎週木曜日など五十四日間、葛西市場が二月と八月の毎週木曜日など十二日間、以上、各市場の特性に基づきまして休業日を別個に設定しております。次に、臨時開場日は、一月四日をはじめとして十六日間を共通にしており、そのうち、十二月九日が松市、十二月十六日が千両市です。その上で、北足立市場、大田市場、葛西市場、世田谷市場がいずれも五月三日を開場日として別個に設定しております。以上、二ページのカレンダーのとおりでございます。

○青山会長　花き部についての説明は終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
ご意見、ご質問はないようでございますが、この案をもって決定させていただくということですのでよろしゅうござい
ましようか。

(「異議なし」の声あり)

○青山会長　ありがとうございます。

それでは次に、食肉部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事　引き続き、食肉部についてご説明いたします。「審議事項」の三ページをお開きください。

食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会での協議をもとに提案をしております。

そこで、臨時休業日の考え方といたしましては、四週八休を基本に、需要がふえる十二月を除いて、原則として毎週土曜日に設定しております。ただし、一月の初市直後に祝日等による三連休を避けるため一月七日を、また夏休みによる四連休を避けるため八月十一日を、土曜日であっても臨時休業日としておりません。次に、臨時開場日の考え方は、五月の四連休を避けるため、また年末、十二月の需要増に対応するため設定しております。

これらの考え方に従い、平成二十四年の具体的な実施日は、まず、臨時休業日が一月七日、八月十一日並びに十二月の各土曜日を除いた毎週土曜日、さらに八月十三日と八月十四日とで、合わせて四十三日となります。次に、臨時開場日が五月三日、十二月二十四日、十二月二十九日の三日間になります。以上、四ページのカレンダーのとおりでございます。

○青山会長 食肉部についての説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問はないようございますが、本件についてはこの案をもって決定するというところでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○青山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、水産物部及び青果部について事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事 水産物部と青果部の案をご説明する前に、まず、両部の臨時休業日と臨時開場日に関して、全国の基準を

示しております全国中央卸売市場協会の設定方針をご説明いたします。資料の「審議事項」の七ページを開きください。ここでは、水産と青果の休開市日は、物流が相互に関連し影響が大きいと考えられておりますため、全国中央卸売市場協会ではあらかじめ統一的な設定の考え方を方針として示しております。そこで、調整に係る主な部分をご説明いたしますと、まず項目一において、臨時休業日は四週六休を基本としつつ、項目二で、第二番目、第四番目の水曜日に設定すること。また、項目六において、総合市場の機能を低下させないため、青果部と水産物

部はできるだけ統一すること。さらに、項目七において、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力することとしております。そのほか、項目一のただし書きで、臨時休業日の試行ができること、項目五で、三連休はできるだけ回避するとなっております。設定方針の説明は以上でございます。

それでは、「審議事項」の五ページをお開きください。水産物部・青果部の第一の設定の考え方でございますが、まず、臨時休業日といたしましたは、(1) 四週六休を基本に、原則として毎月第二番目と第四番目の水曜日に設定します。(2) 八月に夏休みとして十四日、十五日、十六日の三日間設定します。これに伴って、第二番目の水曜日である八日は開場日といたします。(3) 従来からの四週八休の試行として、三月の第一週、第二週、六月は第一週、第二週、第三週、第四週について水曜日を臨時休業日とします。また、青果部は本年と同様、一月の第三週の水曜日を臨時休業日といたします。次に、臨時開場日でございますが、五月の祝日等による四連休を回避するため、五月三日を臨時開場日といたします。また、年末の需要の増加に対応するため、十二月二十四日を臨時開場日といたします。以上の考え方により、平成二十四年の実施日につきましては、第二の記載どおり、臨時休業日が水産物部と青果部共通で二十四日間、青果部のみの休業日が一月十八日(水曜日)となります。また、臨時開場日は五月三日と十二月二十四日の二日間ということになります。これらを示したカレンダーは六ページのとおりでございます。

なお、この水産物部と青果部の案について、次に主な特徴と考え方、調整の経緯について説明をつけ加えさせていただきます。その上で、今回の調整過程でいろいろ問題点が出てきたため、この際、都として水産物部と青果部の休開市のあり方について検討する必要があると考えております。そのための検討会の設置を予定しておりますが、その考え方についてもあわせてご説明させていただきます。

まず、今回の特徴と考え方でございますが、第一に、一月十八日に、昨年と同様、青果部のみの休業日といたしました。これは、昨年の提案の際にお話ししましたが、一応試行ということで説明しておりますが、一年のみでは十分な検証ができないこと、また、今回設置する検討会において改めて検討するためにも試行を継続すること

といたしました。

第二に、五月の連休につきましては、前回は五月五日を開場日にして三連休を避けましたが、今回は連休初日の五月三日を開場日にして三連休としています。これは、青果部及び水産物部ともに物流上の都合や従業員の休日取得の要望等から大方が一致したためでございます。全国中央卸売市場協会の設定方針には、できるだけ三連休を避けるかとありますが、今回は業界の意向等を尊重いたしましたして例外をあえて設けました。

第三に、従来、六月の四週八休の試行において、最終週の水曜日の臨時休業は、月末需要を理由にして、七月の第一週に振りかえて休業日を設けてきましたが、本年はこの振りかえを行わず、六月の各週の水曜日を臨時休業日としております。これは、七月に振りかえの休市日を設けますと六月より休業日が多くなりまして、六月を四週八休の試行と位置づけた意味が薄れるということ等によりこのようにいたしました。

最後に、水産物部と青果部の臨時休業日は本年と同じにするとなっております。さらに、平成二十四年がうるう年であることから、営業日数は一日多い二百七十四日となります。この趣旨は、本年の春に起きました東日本大地震と福島第一原発の事故によりまして多くの産地が被災いたしました。被災した産地を支援する市場の立場から、被災した産地からの出荷の機会を市場の都合で奪わないとする配慮であります。また、後に説明する休開市の基本的なあり方を検討するために、一年間のご猶予をいただきたいという趣旨のものでもございます。

以上が今回のカレンダーの特徴と考え方でございます。次に、資料はございませんけれども、調整の経過についてご説明いたします。この水産物部と青果部の調整につきましては、本年五月に全国中央卸売市場協会の総会で臨時休開市の設定方針が承認されたことを受けまして、都といたしましたも青果部と水産物部の代表者を集めた調整会議を設定するとともに、両部に分かれて検討した後に複数回調整会議を開きました。その間におきましても、各部の関係者との間で継続して調整をするとともに、また全国中央卸売市場協会の会員都市との間でも意見交換を続けました。その際、五月の連休のあり方、八月の夏休み

の連休、年末の休開市などにつきましては調整が進みましたが、そもそも休日をふやすべきか減らすべきかといった基本的な問題点につきましては、青果部と水産物部で大きく意見が分かれ、収束させるのが大変に難しくなりました。これらは全国中央卸売市場協会の設定方針の根幹部分でもあり、全国の開設者にも大きな影響を与えるため、東京だけで簡単に決められない問題も含まれております。その結果、調整に多くの時間がかかってしまい、昨年より半月おくれの取引業務運営協議会の開催となりました。委員の皆様にはもちろん、花きや食肉の業界や東京の決定を待つ他都市の開設者に大変ご迷惑をおかけいたしました。以上が調整経過の説明でございます。

最後に、今回の臨時休開市の設定に伴って行う市場利用のあり方検討会（仮称）の考え方についてご説明いたします。まず、臨時休開市の決定は、開設者である東京都が決定の責任を負っております。しかし、決定内容が実務とかけ離れないよう、事前に関係業界から意見をいただいて調整してまいりました。しかし、今回の調整では、基本的な部分で見解が大きく分かれ、容易に収束し得ない状況が生じました。これでは調整自体が成り立ちにくく、かえって業界間にあつれきと混乱をもたらす原因になりかねません。また、全国の市場や産地が東京の影響を受けるため、東京の事情だけで決めることも難しいと感じております。以上から、この際、市場の休開市を含めた市場利用のあり方を検討する検討会を設置して、市場の休開市の方向性を明確にする必要があると考えました。これをもとに、来年は改めて業界の皆様とも意見を交換して取引業務運営協議会にご提案する休開市の案を策定していきたいと考えております。検討会は、時間的な都合もございまして、本取引業務運営協議会における分科会ではなくて、今後、東京都が早急に設置する別個の会議といたします。会議の構成は、有識者による第三者委員会が望ましいと考えておりました。検討会では業界の意見を十分に聴取し、実態調査も行って客観的な判断を求めてまいります。

長くなりましたが、以上でございます。

○青山会長　ありがとうございます。

水産物部、青果部についていろいろと説明をいただきました。皆さんのご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願います。

武井委員、どうぞ。

○武井委員　青果の卸売業者の武井でございます。

ただいまの東京都さんのご提案の内容につきまして、一部同意できない点がございますので、できることならばひとつ修正をお願いしたいということでお話を申し上げたいと思います。あくまでもこの休開市については東京都さんが最終決定権を持っていることは十分承知をしております。

今回の提案は、青果部の卸はもとより、本日ここに出席されております仲卸の宮本さん、また小売の野本さん、それぞれの委員の総意の中で出たことでございます。今まで我々も下部の委員会でもってそれぞれ年二、三回の会議を開催し、そして討議を重ねてまいりました。その中で、ことし、ただいまお話の中にありましたように、年間の営業日数が昨年よりも二日多い。そして、八月のお盆休み、また水曜日休市の試行拡大、こういうものの取り組み等について本年よりも後退した内容となっております。申し上げるまでもなく、私たちは東京都の卸売市場において、都民へ青果物を安定的に、かつ円滑な供給を確保するために、日々、青果物の卸販売業に携わる担い手の立場にあります。この要望は、青果市場、流通を取り巻く国内外の情勢が大きく変化する中であって、現実を踏まえた最低限の要望として取りまとめた内容でございます。したがって、来年のカレンダーにつきましては、これまで営々と積み上げてきた内容を後退させることなく、一歩前進させていただきたいというふうに思っております。東京都民の青果物卸売市場が期待される役割を活発に遂行できるよう、内容の修正をお願い申し上げたいと思うわけです。

それから、検討組織の設置に関するお話がありました。東京都は、二十五年度のカレンダー設定に備えまして、東京都内部に検討組織を設置し、これに対処したいとありますが、この点につきまして、これまでの我々

の苦しい反省を踏まえ、意見として要望を申し上げたいというふうに思っております。

東京都は、全中協会長の立場として、全国的な影響を考慮し、都みずからが率先して突出したカレンダーの内容を避けたいとの立場から、設定方針の各条項について、現状変更を避け、厳格な運用に終始されてきたところであります。したがって、このような東京都の現状維持に固執する消極的な姿勢では、東京都における青果物流通は、場外流通の増加などによる内外の急激な構造変化に的確な対応ができない等を踏まえ、私たちはカレンダーの内容に強い危機感を持つところであります。この点、東京都は開設者として、変化する青果物市場の流通の現状を見据え、ぜひとも、より積極的な指導性を発揮していただきたい。このことをお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、検討組織とその内容であります。最大の論点は、一として青果・水産の分離、二として水曜休市の拡大、三として四週八休に向けた労働環境の改善等について、青果部と水産物部の主張や考え方に隔たりが大きく、調整が難航している点でございます。そこで、今回の提案に係る検討組織は、こうした意見や主張を異にする課題について、東京都がこの運協との関係をどのような位置づけの中で関係者との意見調整を図られようかとされているのか、提案は具体性において甚だ不明確だというふうに思っております。ちなみに、これまでの東京都は、調整が難航する都度、別途検討組織をつくり、次年に備えたとの約束を常に繰り返してきました。しかしながら、課題解決はいつも先送りというような点が見られました。どうぞひとつ今回もまたそのような場当たりのような発言に終わることなく、真摯に対処していただきたいというふうに要望するものであります。

冒頭申しましたように、この休市の問題につきましては東京都さんが最終決定権を持っておりますので、その点はいずれも十分承知をしております。申し添えておきます。

○青山会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤裕康委員、どうぞ。

○伊藤（裕）委員　水産の卸の伊藤と申します。

今、青果さんのお話ありがとうございましたけれども、私ども水産の関係は、各業界ともずっと何回も打ち合わせをしております、その間、現在よりも休みの日数をふやすべきではないというのが私どもの基本的な考え方でございます。申すまでもなく、今、武井さんも言われていますけれども、この市場の本来の目的は、やはり公共性の高いものでありますし、利用者の方々に極力便宜を図る、安定供給を続けるということが第一の使命でございます。その点では、ただ単なる業者の意見あるいは都合だけで決めるべきものではないと思います。全体にそういう公益の立場もよく踏まえた上でこれを決めるべきものだというふうに思っております。したがって、その意味では、青果と水産が別々に休むというようなことはあってはならない。極力、総合市場である以上、両者がともに一体になって開市する、休市するというをとるべきだと思っております。

いずれにしても、今回は御都さんのほうで大変ご苦心の案でございます、この中には、青果さんの主張なざる試行も含めておやりになっていると。私どもとしては、例えば一月十八日が片肺になるわけでございますけれども、これも試行の継続だというご説明でございますので、我々としては不服でございませけれども、しかし、全体として今の東京都さんがお出しになった原案、この案に賛成いたします。

以上です。

○青山会長　ありがとうございます。

それでは、羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員　築地市場労組従連絡協議会の羽根川です。

今、横山事業部長のほうから来年度の休開市の提案があったんですが、四点ほど意見を述べたい。

一つは、一月十八日の休業日について、青果は休市、水産は営業するという提案ですが、この提案については、水産・青果休市にするという形の提案に変えていただきたい。この件については昨年の運営協議会の中でも論議に

なったと思うんですが、今、横山さんの話では、水産・青果の意見の対立があると。水産は休市を減らしてもらいたい、青果は休市をふやしてもらいたい。意見の対立がある、非常に調整が難しいのだということだったんですが、今までも調整については、この運協を含めてもう三十年来ずっとやってきている話なんですね。特別今年が難しいとか、去年が難しかったからという話じゃないんです。いろいろ難しい中で、これまでも何回か部会あるいは委員会を設けて検討してきました。

昭和五十三年、五十八年には労働環境改善部会という部会を設定して、市場の労働環境は非常に劣悪なんだと。共通認識として、劣悪な環境をどうしていくのか。一つの改善の方向として、労働環境の改善の一方策として休業日をふやす方向をとる。そういうことを二回の労働環境改善部会で確認して今日に至っている。その後、昭和六十三年には市場休業日検討部会というのを設置して、中央市場の休業日設定のあり方についての議論を進めてきました。そのときの検討部会では、一つが休市による都民の食生活への影響、卸売価格の変動、労働時間、賃金、労働条件がどうなっているか、その辺を含めて調査をする。市場内の労働実態、有給休暇の取得率も含めて実態調査をしていこう。それから、産地の出荷事情、実態も含めてやりましょう。外国の事例についても調べてみようということ、昭和六十三年の検討部会では進めてきました。

平成になって、臨時休業日制度のあり方検討会というのを平成十年から十一年にかけて設定しまして、六回にわたる論議をそこでもやってきました。この間何回かそういう部会を開いたりしてきたんですが、昨年のように、突然、青果・水産が別々な休業日を設定するというような形については、そういうのを避けるために部会を開いて、論議をして、方向づけをして、水産・青果別々に休市をとるような形は回避してきました。きょうも資料に出されておりますが、全国中央卸売市場協会（全中協）が平成七年に中央卸売市場における臨時休業日のあり方について指針を発表しています。そこで四週六休型の提起がされて、きょうも資料に出ておりますが、九項目の提案をし、それが現在までずっと続けられてきている。この全中協の方針でも、青果・水産別々ではまずいとはっきり言って

いるのは、きょうのお手元の資料の七ページも、先ほど横山さんが説明していましたが、六番目、七番目に、青果、水産物部の臨時休業日の統一だと。「青果部、水産物部を併せもつ市場にあつては、総合市場の機能を低下させないため、臨時休開市日はできるだけ統一する」と。あわせて七番目で、全国統一も含めて進めていこう。そういう基本方針、基本設定が平成七年から既に設定されて、長年それに基づいてやってきている。

昨年みたいな形で突然、青果・水産別々に設定をするというのは、今までの休開市についての運営協議会で進めてきた進め方とは方向が違うんです。今回も今の提案では、ことし一年やっただけでも、来年一年もう一度試行ということをやりたい、検討部会を設置してやるということなんです。その検討部会についても十分な位置づけ、内容が説明されないで、ただ、ことし一年やっただけでも、もう一度試行で来年もやりたいと。しかし、ことし開かれた休開市の調整会議の中でも、一月十九日の青果が休市、水産の開市ということについては問題があった、影響があったと確認されている。八月の四連休についてもまずいと反対の意見が出されて、八月については三連休に戻ったんですが、一月については、きょうの提案では、来年もまた片肺飛行でやるということなので、このところについてはぜひ直していただいて、水産・青果が同じ休市日にするという形で変更していただきたい。

それから、先ほどの説明で、基本的には四週六休という設定の説明があったんですが、四週六休だけじゃなく、四週八休に向けての論議もこの間ずっと進められてきているんです。したがって、都のほうとして、四週八休という形についてはどういう位置づけをされているのか、今後どういう方向で考えていくのか、その辺についてもぜひ説明していただきたい。

以上です。

○青山会長　ありがとうございます。

いろいろご意見をいただいておりますが、ここで事務局からご説明をお願いいたします。

○横山幹事　今、要望とご質問がまざる形でいろいろ伺いましたので、それについて順次説明させていただきます。

説明の中でも言いましたように、今回、休市をふやすべきか、それとも減らすべきか、現状維持でいくべきかという話の中で統一点がなかなか見出せない。今までもそうだったのかもしれませんが、この一年そういう状況がずっと続きました。そういう話の中で、先ほど説明にもございましたように、とりあえずこのまま立場を主張し合っていただけでは収束しないだろう。やはり数字に基づく実態調査をしなくてはならないのではないかと。要するに、理屈の問題と数字の問題も確認しましょうということ、今回あり方検討会ということを考えております。ですから、立場の主張だけで終わるのではなくて実態調査もやりますと。その中で合意をいただきたいというのが事務局の考え方でございます。

それから、順番は前後いたしますけれども、今回の検討会は、従来何度かやっております。その検討会の多くは、業界の代表者が中に入った中で検討会が多かったように思います。それは、ある意味では従来の延長である立場の主張という形になりますので、先ほど第三者委員会と申し上げたのは、ある意味では、ある程度市場のことは知っていても業界のしがらみのない方々を一応私どもでは選びたいと思っておりますが、その中で調査をやって客観的な判断を一回出していきたい。それに基づいて、青果・水産分離とか、ふやすべきか減らすべきかという話について一度検証してみたいというふうに考えております。総合市場を持っているのは東京都ですから、必ずしも分離していいとは私は思っておりませんけれども、例えばそれがどういう趣旨に基づくものなのか、分離したらどういう影響があるかというのを知った上で、分離するか統一するかということが必要だということに考えております。立場の主張ではなくて、科学的な調査に基づく分析が必要と考えています。決してここでは分離するために検討するわけではございません。白紙で議論はいたしませんけれども、その辺の議論が今まで少なかったのではないかと、いう反省に基づいて、あり方検討会をしたいということでございます。

それから、一月十八日につきましては、確かに全中協の方針については、できるだけ統一すべきだと書いております。そういう意味で、実は二十年近くできるだけ統一しようということ而努力をしまりました。しかし、青

果・水産もそうですけども、物流は大まかに言って五年ごとに変わると言われております。そういう中で、かつては買い回りというものが別々にやられている場合もあるかもしれないということも含めて、平成七年にできたからずっと変えないんだということではないと思います。やはりこれはあり方の中で検討したいというふうに考えております。一月十八日の話については、今回あり方を検討する以上は、一年でやめてしまうというのではなくて、あり方をもう一度専門家の方に見ていただきたいということで、あえて一日残しました。これは分離を認めたわけではございません。あくまでトライアル、試行として認めただけでございまして、これは誤解のないようお願いいたします。

それから、四週八休云々の話でございしますが、これは昨年申し上げましたけれども、あくまでこれも試行でございします。四週八休を決めたわけではございません。四週八休をするに当たって、例えば三月、六月を例として挙げてみて、どんな影響があるか、どういうふうにしたらいのかということも含めてアンケートを五回ほどやりました。ほとんど内容が変わりませんのでことはやっておりませんが、そういったことも含めて今回のあり方検討会で議論していきたいと思っております。

いずれにしろ、業界の立場だけの主張ではなくて、科学的な検証なり専門家の検討を経た上で考え方をまとめたと思っております。ただ、考え方が出たとしても、現実問題の取引は非常に複雑でございしますから、その出た方向について一直線に進むということはあり得ないと思っております。そのあたりはまた現実を踏まえながら、調整しながらご提案していきたいと考えております。

以上でございします。

○青山会長　ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問がおりの方はいらっしゃいますか。

それでは、羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員　今、横山部長のほうから回答があったんですが、ことし一月十九日、来年は一月十八日ということなん

ですが、調整部会の中でも、きょうの意見の中でも、これについてはまずいと。今までも青果・水産は別々にやるのはまずいということ、もう二十年も分離はやられてこなかったんですよ。それを去年やったから、一年では十分な検証ができない、来年もう一度やるんだと。それがおかしいと言います。もしそういう方向をとるのであれば、ちゃんと検討部会をつくって、そこで論議してやればいいのに、そういう論議もとらないで、昨年、突然、ことしの一月十九日には片肺飛行でやると。そういうやり方は今まで進めてきたやり方と違うんだということ。

それから、四週六休、四週八休の話については、平成七年五月十一日に全国中央卸売市場協会（全中協）の中央卸売市場における臨時休業日のあり方についてという文書をまとめてあるはずなんです。これは資料として残っていますので。その中でも、これまでの経過ということ、当協会は、平成元年、もう二十三年前ですけれども、週休二日制の進展という社会的趨勢を背景として、中央卸売市場における休日問題について方向づけを行い、従業員勤務条件の改善、人材の確保・定着を図る観点から、当面は四週六休へ段階的に休業日を増加するとともに、将来的には土曜日を休業日とする週休二日制に移行することを目標にした対応を考慮すべきこととしたとはつきりうたっているんです。もう平成七年の段階で、今後の方向づけも含めてこういう方向でやろうと。それは、全中協がそれなりの論議もし、一定の検証もし、方向づけをして、その年に出された全中協の基本方針九項目が現在も生きてずっと脈々と続いてきているわけです。これまでもそれに基づいて、確かに先ほど説明があったとおり、水産・青果の意見の対立もある、考え方の違いはあるけども、それなりに都のほうで調整して、難しい調整だったと思うんですが、やってきたんですよ。それを放棄して、水産・青果は別々にするということ、二十年前に、まずかった、これからはそういうことをしないんだとやったことをまたことしやったので、来年もう一回試行するという提案が果たして筋の通った提案かといえれば、どうも私は納得できない。

以上です。

○青山会長　いろいろご意見をいただきました。ありがとうございます。

水産物部と青果部の休開市につきまして、事務局の案をもとにご意見をいただいたわけでございますが、武井委員から、いわゆる休市日をふやすという方向での修正をとというご意見でございました。また、伊藤裕康委員からは、現状からさらに増加するというのは好ましくないというご意見でございました。また、羽根川委員から、修正を求めるとご意見も出ております。

ここで、やはりこの運営協議会として結論を出さなければいけませんので、ほかにご意見、ご質問がある方のご意見を伺いまして、その上で採決をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員、どうぞ。

○細川委員　平成七年の全中協の方針ですけど、当時、私も実はちよつとかかわっておった経緯もあるんです。あの当時、特に青果部のほうで、生産者団体から全国统一してほしいという要望が一つあったんですね。というのは、生産者にしてみると、全国の卸売市場によって休市、開市がばらばらですと出荷者のほうの体制が困るということで、全国统一してほしいという要望があったんですね。それが一つ。それは青果のほうの事情ですから、水産との統一ということはその生産者団体は関係がなかったわけです。もう一つ、水産・青果の統一というのは、特に総合市場に限定した話なんですけれども、今まで羽根川委員も言われているように、いわゆる片肺だと、やはりどちらが休んでも影響が出る。全国に片肺というのは結構やった例があるんですね。水産が休んで青果がやった例もあったかもしれないんですけど、どっちにしるお客は減るといことがあって、片肺は望ましくないということだったわけです。ですから、そういう意味で言うと、全国统一と、それから水産・青果の片肺を避ける、二つあるんですけど、背景がちよつと違ったということが一つあります。

片肺のほうについて言いますと、特に東京都は青果九市場のうち七市場が青果単独市場なんですね。水産は、三市場のうち二市場が総合市場で、一市場は水産単独ということで、特に青果単独が多いんですけども、全国の中

中央卸売市場を見ると単独というのは非常に少ないんですね。そもそも一つの開設者で中央卸売市場一つというところがほとんどなんですね。ですから、大体総合市場で水産・青果両方あるというのが通常なので、片肺を避けましょうということになるんです。単独ですと、もともと片肺という考え方が成り立たなくて、影響がないわけじゃないと思います、特に水産と青果と同じ市なり都府県の開設で、総合にしないで、それぞれ単独というところはあまりないんですけど、少しあるんですね。例えば松山などは青果と水産と別々にありましたからね。そうすると、場所が違うので、片肺ということとはあまり気にしなかったということがあるので、これは総合市場の特徴なんです。ですから、東京の場合は、今、羽根川委員がおっしゃっているのは築地市場ベースの考えだと思いますけれども、それはそれで大きな市場ですから大変大事な視点なんだけども、同時に、青果単独だけでも七市場ある、水産も一市場あるということも含めて、この問題は特に東京にとっては奥が深い問題じゃないかなと思います。私も卸売市場関係に長いことかかわってきましたが、この問題はずっと考えてきた問題の一つです。

来年度統一できれば一番いいと思いますけれども、考え方が、青果はもつとふやしたい、水産は減らしたいというか、最低でも現状維持だということがベースにある中で、羽根川委員のご提案だと、水産に休市を一日ふやせという案だと思ふんですけれども、それについては水産業界全体としては今のところ納得できる状態ではないとなりますと、今後どうするか。考え方、総意をどうするかということも含めて、これまでの検討もいろいろとまとめていただきましたけれども、より深い検討をやっていかなきゃいけないということだと、それしか結論がないんじゃないかと思ふので、来年度に関しては、やむを得ずかもしれないけれども、この案でいくしか全体の合意を得る方法はないのではないかと思います。ただ、だからまた繰り返すということじゃなくて、その意味で本当に深く広い議論が必要だということもあわせて思いますので、東京都の説明にしか答えはないんじゃないかと私は思っております。

以上です。

○青山会長　ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○横山幹事　実は、今のような議論は調整会議でずっと続いております。結局、今、武井委員、それから伊藤（裕）委員の話は、おのおの青果、それから水産の業界の立場としての要望というふうには私は受け取っております。それから、羽根川委員からのご質問ですけれども、ある意味でこれは築地の立場からのご要望だというふうには私は受け取っております。その部分で今、細川先生からお話がありましたように、総合市場としての築地と、それから単独市場としてのそれ以外の青果市場、食肉市場もほかもそうですけれども、やっぱり若干ずれがあるのではないかと。そこら辺の部分が実は整理されないまま今まで議論されてきたのではないかというふうな思いがございます。その意味でも、今回、客観的な立場から、業界のしがらみのない方々に一度その辺を整理していただいて、改めて論点を整理した上で、それをご提示したい。ですから、この検討会は密室でやるわけではなくて、実際その検討会の場には、今言ったような代表的な考え方の方をお呼びして十分議論していただいて、自分のよって立つ立場を明確にした上で理由を述べていただいて、それを客観的に判断していただく。それをさらに検証するための実態調査もやった上でもって、それをさらにフィードバックするという形をとりたいと思っております。そういう意味で、今までの議論とはまた違った立場で検討していく必要が今ここで出てきているのではないかというふうに思っています。

統一の問題は、築地を中心に本当に平成の前からありまして、週休二日といっても土・日の週休二日であったり、いろいろな試行錯誤を経ながら来ておりました。ですから、それも同一ではありません。それから、誤解のないようにもう一回繰り返しますけれども、一月十八日に確かに片肺をやりましたけれども、それはあくまで試行でございます。それから、三月、六月にも水曜日に臨時休市を集めております。それも四週八休の試行でございます。いづれも、四週八休を認めたわけでも、片肺を認めたわけでもございません。あくまでそれによって生ずる問題を抽出するために、あえて現実の業務を犠牲にしてそういう形をとっておりますけれども、これをもとに今回徹底的に

議論していただきたい。それによって方向性を見出さないと、いつまでもこの議論を続けなければいけないという状況でございます。この議論は堂々めぐりを相当重ねた上でのご提案でございます。ぜひご理解願いたいと思ひます。

○青山会長　ありがとうございます。

いろいろご意見をいただいておりますが、やはりこの時点で運営協議会としての結論を出さなければなりませんので、恐縮ですが、採決をやらせていただきます。

東京都中央卸売市場条例では、当運営協議会の採決は出席委員の過半数によるということになっておりますので、挙手による採決を行いたいと思ひます。

お諮りします。武井委員並びに羽根川委員からご提案のありました修正すべきであるというご意見に賛成の方、挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○青山会長　ありがとうございます。

三名、少数でございます。過半数に満たないということで、念のために改めてお諮りしますが、事務局の案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山会長　ありがとうございます。

賛成多数ということでございます。

それでは、水産物部及び青果部の休開市の案につきましては、事務局の案のとおり決定するということで承認させていただきます。

なお、先ほど事務局から、あり方検討会の設置のお話も出ておりますが、これまでいただいていた各業界のご意

見を十分に議事録にもとどめ、検討会の先生方にも十分お伝えし、また検討会を進めるに当たっては、業界の皆さんから十分に意見を聞く、そういう機会を設けるなど、実のある検討が行われることを期待しております。ありがとうございました。

以上、花き部、食肉部、それから水産物部及び青果部、それぞれの案につきまして原案どおりご承認いただきましたので、後日私から都知事あてに文書をもって諮問事項に対する答申を提出するというところでご了解いただきましたと思います。

以上で審議事項は終わります。

V 報告事項

○青山会長 次に、報告事項に入らせていただきます。

お手元の資料をごらんください。報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてと、福島第一原子力発電所事故による卸売市場への影響と対応の二点でございます。

初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

ちよつとお待ちください。先ほど新しく就任された委員の皆さんをご紹介しましたが、山崎一輝委員のご出席がちよつとおくれておりました。ご出席いただいておりますので、ご紹介申し上げます。どうぞよろしく。

○山崎（一）委員 （立礼）

○青山会長 それでは、報告事項につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事 報告事項の一ページをお開きください。今、会長からお話ししました二点を続けてご説明いたします。

まず、一ページの1の（1）は、平成十七年以降の卸売業者における取扱数量等の推移を示しております。水産

物部では、取扱数量、金額とも減少傾向にあります。特に平成二十一年は前年と比較して取扱量で約五ポイント、金額でも約一〇ポイント近く指数が低下し、この低落傾向は平成二十二年もとまらず、取扱量でさらに約二ポイント低下し、金額でも約一・三ポイント低下と低下傾向が続いております。青果部は、平成二十一年まで横ばい状況が続きましたが、平成二十二年には取扱量で五・七ポイント低下したのに対して、金額は品薄の単価増により逆に五・二ポイント増加しております。食肉部は、平成二十二年において取扱量も金額も低下傾向にあります。花き部は、金融不況以降、金額の低下傾向にありましたが、平成二十二年に下げどまりの状況を示しております。

次に、二ページをお開きください。市場業者の経営状況でございます。卸売業者につきましては、金融不況がございました平成二十年度に赤字業者が急増しておりますが、平成二十一年度にはまたもとに戻しております。仲卸業者につきましては、従来から赤字業者が多く、水産物部では平成二十一年に五割近くまでふえ、青果部も四割近くとなっており、花き部は若干減っても三割近く、食肉部につきましては、ほかと比べて件数が少ないこともございますが、平成二十一年度が前年の倍以上にふえ、二割を超えております。これら仲卸業者には債務超過に陥っている者も相当数おありまして、厳しい経営状況を改善するため、都は、公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談員を一部増員いたしまして経営指導や経営相談を強化しております。また、仲卸業者の団体等が販売拡大や新品開発など活性化に係る事業を行う場合に支援する事業を行っており、昨年度は九件の応募があり、本年は既に七件を超え、年々増加しております。以上を通じて経営基盤の強化に努めてまいります。

三ページでございますが、農林水産省が調べた全国の市場経由率の状況を示しております。青果部はやや下げどまりの傾向が見られ、食肉部や花き部は横ばいか微増となっている一方で、水産物部だけが低下傾向が続いており、厳しい市場の現状を示しております。これらはことしの震災の影響が反映されていないため、実際は現在もっと状況が変化している可能性もございます。

次に、四ページをお開きください。今回の東日本大震災に伴って起きた福島第一原子力発電所事故による卸売市

場への影響と対応について報告いたします。

まず、経緯ですが、三月十一日の震災とともに原発事故が起きたわけですが、早くも翌週の初めから産地における農産物の放射能汚染の情報が入ってきておりました。決定的なものは、翌週の十九日（土曜日）に官房長官が発表いたしました福島県、茨城県、栃木県、群馬県、群馬県のカキナから暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表でございました。さらに、翌日二十日には築地市場に入荷した春菊から暫定規制値を超える放射性物質の検出が明らかとなりました。この時点で国が農畜産物についての出荷規制や受託拒否の判断基準を示さなかったために、都は、二十日は日曜日でございますが、深夜に急遽、暫定規制値を超えた農産物等につきまして、関係する産地の市町村に対して出荷自粛の要請を行いまして、これを市場関係者に周知することで市場への入荷を防いでおります。国は、翌日二十一日になって農産物の出荷規制を県単位で指示し、市場に対しても受託拒否の基準を通知してまいりました。ただし、この国の出荷規制が県単位と大まかではございましたために、暫定規制値を超えた農産物以外の品目まで実際上売れなくなるといった風評被害が後に発生しました。そこで、三月二十八日に八都県の知事が国に対して、出荷制限を県単位から市町村単位に変更するよう要望した結果、国は四月四日になってそれを改めております。

次に、四月に入って茨城県沖でとれたイカナゴの稚魚から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、茨城県は漁業関係者に出荷自粛を要請いたしました。それ以来、太平洋沿岸や福島県等の内陸水面の魚介類から暫定規制値を超える放射性物質の検出が相次ぎ、その都度、出荷自粛や出漁自粛がなされております。そして、七月八日になって、芝浦の食肉市場で福島県から入荷いたしました牛肉から暫定規制値を超える放射性物質（セシウム）が検出されました。国や県が原因を調査したところ、高濃度の放射性物質に汚染された稲わらをえさとして与えたことが判明いたしました。その影響は福島県だけでなく全国十八の県に及びまして、うち福島県、宮城県、岩手県、栃木県の四県が出荷規制となりました。その後、産地側で放射能汚染の実態調査や対応方針等の検討が進む中、八月の

終わりになりました。原発周辺地域や汚染された稲わらを与えたか否か等々によりまして全頭検査を行うか生産者ごとの検査を行うか等の条件を付して、産地に対する出荷規制が順次解除され、現在、市場への出荷が再開されておりあります。

次に、五ページをお開きください。安全対応でございますが、①安全確保の体制でございます。放射能に汚染された農水産物は、原則として、国と産地、市場の三者が連携して安全確保の体制を堅持しております。具体的には、国が食品衛生法上の暫定規制値など検査のもとになる基準を設定するほか、市場に対する出荷規制の指示などを担当します。産地は検査を担当し、その結果を公表します。市場が検査情報を受け取り、市場関係者に周知することで出荷規制や出荷自粛の農水産物の入荷を防ぐことを担当いたします。

以上に対して、今問題になっている食肉につきましては、異なる事情がございます。まず、産地側で肉牛をと畜して枝肉で出荷する場合は産地が検査しますので、農水産物の場合と同様の安全体制の仕組みで行うこととなります。これに対して、肉牛を生体（生きているまま）で消費地に出荷する場合には、と畜場で解体した後でない肉の安全性を検査できないため、消費地にございます市場側でも——市場がと畜場を併設する場合があります。ですが、検査対応が必要になります。九月以降、産地側の出荷規制が解除され市場側への出荷がふえる中、生体での受託が大部分を占めております都の食肉市場では、より都民の安全性を確保し、産地側の出荷を支援するために、生体で入荷する肉牛を検査する体制の整備が求められておりまして、現在、関係部局や業界とも協議をしながら準備を進めております。

次に、②の市場による産地支援及び風評被害対策でございます。まず、四月当初から、検査して安全が確認されている農産物でも売れなくなるといったような深刻な風評被害が発生しております。そこで、産地支援と風評被害除去の一環といたしまして、都が補助金を出して、被災した産地から検査済みの農水産物を集荷し、市場業界の協力を得て、各市場で安全性をPRしながら都民に直接販売する産地支援フェアを行いました。四月当初、昨年の中

分程度であった被災地からの入荷が六月初めにはほぼ前年並みにまで入荷量が戻っております。

次に、風評被害による返品などで多額の損害を仲卸や売買参加者など市場業者がこうむったため、市場の決済機能への支払いが滞る事態が生じました。これを放置すると日々支払いが義務づけられる市場の決済機能が破綻するおそれがあるため、急遽六十億円の決済機能に対する緊急の貸付制度を設けております。

最後に、被災した産地からの出荷を促進するため都から補助金を出す被災地農水産物流通支援金制度につきましては、現在、実施に向けて準備を進めております。

最後に、③として、食肉に関して、農林水産大臣に対し検査体制の強化を内容とする要望を既に出しております。以上で報告事項の説明を終わります。

○青山会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問などございますでしょうか。

羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員 三・一一以降の対応策については今報告があったとおりでと思うんですが、三・一一以降、水産についても青果についても営業が相当大的な打撃を受けているんですね。消費が冷え込んじゃっているので、市場の営業についても大変な事態に陥って、かつ厳しさは今も続いていますよね。そういう面では、都のほうの対応として、実際に水産・青果の仲卸、卸等に対しての営業の部分についての支援とか補償とか、そういう部分についてはどう考えられているんですか。

○横山幹事 現在、原子力の災害で被災した方々に対する支援としては、産地フェアですとかそういったものをやっております。また、先ほども説明いたしましたように、決済機能が破綻しては元も子ありませんので、それに対する緊急貸付制度、それから産地からの出荷を促進するというところで、それに対して補助金を出すといった形で、現在、市場の流通の面での支援を行っております。ただ、現在、市場の中での卸さん、仲卸さんについては、従来か

らの仲卸さんの活性化のための支援ですとか、それから卸さんも含めた財務検査等によって経営上の支援ということを中心に行っております。

○青山会長　ほかにご質問はございませんか。

それでは、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

以上で本日予定していただきました協議会の日程は終了いたしますが、閉会の前に中西市場長からごあいさつをいただきます。

○中西市場長　一言御礼を申し上げます。

東京都中央卸売市場の平成二十四年における臨時休業日、それから臨時開場日の設定につきましては、決定をいただきました内容を業界の皆様並びに東京都の関係機関、全国中央卸売市場協会をはじめとする全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することといたしまして、円滑な市場運営につながるよう努めてまいります。

また、話の中でございましたが、今後、臨時休業日のあり方について、第三者による検討委員会を設けて検討を進めてまいりたいと考えておりますが、青山会長からもご指示がありましたとおり、業界の皆様の意見を十分踏まえまして、データに基づく客観的な実りの多い結論を導けるように私どもとしては努力してまいりたいと考えております。

また、その他ご審議の中でさまざまなご意見をいただきました。それぞれ貴重なご意見でございましたので、今後、市場業務運営を行っていく中での参考とさせていただきますと考えております。

本日はまことにありがとうございます。

○青山会長　ありがとうございます。

兵頭委員、どうぞ。

○兵頭委員　消費者代表として、今までこの会のずっと進んでいらっしやる中で、私は、都の食品に対する安全対策の

報告を伺って大変安心いたしました。風評被害などと言われながら、やはり都という行政がちゃんとした責任を持って安全であるということを報告していただくことが一番頼りになるところなので、今後も、できればいろいろな情報をわかりやすく説明しながら都民に知らせていただくことが一番願わしいことだと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

どうも大変失礼いたしました。

○青山会長　兵頭委員、ありがとうございました。

VI 閉　　会

○青山会長　それでは、これを持ちまして本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりご協力いただきました、まことにありがとうございます。

午後四時四八分　閉会

— 了 —